

学位論文の要旨

氏 名 大知 聖子 印

1 論文題目

北魏の爵制に関する研究

2 論文の要旨

本論文は北魏の爵制とその特質を明らかにした上で、北魏の支配構造に迫ろうとするものである。

まず北魏の爵制は民族や社会的身分によって異なる傾向が見られた。具体的には外戚や宦官は有爵者の割合が圧倒的に高く、かつ高い爵が多い。北族ではいかなる身分でも有爵者の割合が過半数で、かつ高い爵が多い。一方、漢族は身分が高い一族は有爵者の割合が低く、かつ低い爵位が多いが、逆に身分が低い一族の方が有爵者の割合も多く、高い爵も増えるという逆転現象があった。また北魏前期の爵位に封土は伴っていない、もしくは、一部存在していたとしても上層の支配層である宗室かそれに準ずる待遇の一部の王に限られていた可能性が高いことを指摘した。また、漢人名族がその本貫地に爵を得るのは名誉であり、基本的に封土は無かった点を明らかにした。爵は実質的な封土を伴わずとも爵そのものを介して本貫地との結び付きを強化する機能があった。

次に北魏前期にのみ存在した仮爵という爵制に着目し、爵位の品と將軍号・官職の官品の対応関係の考察を行った。仮爵は地方長官や使者のような外任の在任期間に限って与えられ、世襲されず、將軍号の官品を基準として一時的に権威を高める効果があった。このような仮爵制度が北魏建国当初に生み出されたのは、正爵が国家に対する功績の対価として付与されていたことが背景にある。仮爵は功績を前提とせず授与され、一時的に機能するものであったので世襲が禁止され、正爵のように功となる基準がないため、將軍号の官品に合わせて与えられた。仮爵と將軍号の官品は一致するよう意図的に措置されたが、正爵の品と將軍号の官品は必ずしも対応しておらず、また正爵の品と官職の官品の対応関係も、外任の場合は乖離が小さいが、尚書のごとく内任の場合は乖離が大きいという職種の違いが見られた。このような差異が生じたのは、外任の場合は威儀を高める必要があり、その機能を仮爵が担っていたからだと考えられる。つまり仮爵は特殊なケースであり、一般的に爵位の品と官品を一致させる原則があったわけではない。爵位の品と將軍号・官職の官品の親和性は特に高い爵に現れるが、それは王・公などの高い爵は身分の高い者であるので高い官品の將軍号・官職が与えられ、結果的に爵の品と合致してくる。

北魏前期の爵位は、建国初期は国家への大功に対し賜与されたが、徐々に皇帝の意思を直接反映し賜与されるという変化が見られた。そのいずれに基づくにせよ、官品とは別の基準で与えられたと言え、そこに官品に還元しきれない爵位の独自性があった。

孝文帝改革における変化について、賜爵の基準・封土の戸数・都からの封土の遠近など爵と封土の関係を詳細に検討した結果、賜爵は軍功など国家への大功が基準であり、皇帝の意志表示として親疎・距離を表す場合は封土を用いたことを解明した。孝文帝は賜爵の基準を北魏建国初期の軍功への対価へ戻したと言えよう。ただし北魏前期とは異なり、爵は軍功に対し賜与し、恩寵など皇帝の意志表示は封土を用い示し、爵と封土を異なる基準で機能するよう分離させた点が特徴である。北魏後期の爵の品と將軍号・官職の官品の関係については、前期のような内任・外任の違いは一切見られなくなった。そもそも爵は国家への大功に対し賜与され、官品とは直接連動しないのは本来的な姿である。

更に爵の価値について追求し、爵に付随する特権である刑の減免効果に着目し、漢唐間の変遷を時代を遡る形で辿っていった。律の規定においては、秦漢は爵に、魏晋から北魏までは官爵両方に、陳隋唐は官のみに刑の減免が存在した。官当は官品を有する者を実刑の辱めから守るのが目的であり、その淵源は有爵者の中でも身分が高い者は刑の非対象という特権階級がもつ身分転落防止の特典が該当する。その後、漢魏交替の際に爵から官の引き当てへと変化し、この身分転落防止の機能として官当制度が発達した。

以上の検討から、北魏の爵は本貫地との結び付きの強化・刑の減免効果などがあるが、その本質的機能は「国家への大功に対する序列化」であると結論づけた。更に孝文帝改革は国家への功績・皇帝との親疎・文人や武人としての能力などを明確に区分し、各々の評価基準を混在させず序列化するシステムを構築したことを明らかにした。各々が独自の価値基準を持ちつつも全体としては地位が乖離しないシステム、これこそが孝文帝改革によって構築された中央集権化であり、北魏の支配構造であった。

更に後期では爵は軍功への対価という原則は変化が無いが、功績および勤務時間を蓄積した「階」により賜爵された可能性も高く、二つの爵位獲得の手段があったと考えられる。この「階」を共通資源として、官職・將軍号・爵位が得られる構造変化があったと想定した。しかも「階」は他人に譲渡可能であることから、全官人と有爵者に対し普遍的な基準として機能していた可能性が高い。これは古代中国史上、他に見られない北魏独自のシステムである。